

●香川県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を行うことができる施設として指定した介護老人保健施設こくぶんじ荘について、平成21年4月21日その指定を取り消したので、平成19年香川県選挙管理委員会告示第13号（不在者投票を行うことができる施設として指定した施設）の一部を次のように改正する。

平成21年4月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
1 病院			1 病院		
2 介護老人保健施設			2 介護老人保健施設		
名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人和光会高松老人保健施設フローラ	略	略	医療法人和光会高松老人保健施設フローラ	略	略
医療法人福生会介護老人保健施設明けの星	略	略	介護老人保健施設こくぶんじ荘	高松市国分寺町新名2081	平成2年12月27日
略	略	略	医療法人福生会介護老人保健施設明けの星	略	略
3～5 略			3～5 略		